



2025 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 エ ス ビ ー 食 品 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 池 村 和 也
(コード番号 2805 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 サ ポ ー ト グ ル ー プ 担 当
加 治 正 人
(T E L . 03-3668-0551)

取締役に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 11 日付の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 割当日	2025年 8 月 8 日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式 8,419株
(3) 割当予定先	当社の取締役（※） 6 名 8,419株 ※社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。
(4) 発行価格および発行価額の総額	本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法第202条の2）、公正な評価額として、本日開催の取締役会決議日の前営業日（2025年 7 月10日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（3,135 円）に上記の発行する株式数を乗じた金額（26,393,565円）を発行価額としております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2025 年 5 月 23 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

また、2025 年 6 月 27 日開催の第 112 期定時株主総会において、本制度に基づき、(i) 対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引き換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行もしくは処分を受け（以下「無償交付方式」という。）、または、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行もしくは処分を受けること（以下「現物出資方式」という。）、(ii) 無償交付方式または現物出資方式により発行または処分される当社の普通株式の総数は、あわせて年 6 万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理

的な範囲で調整する。）、（iii）譲渡制限付株式付与のために発行または処分される当社の普通株式の総額は、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、無償交付方式と現物出资方式をあわせて年額1億円以内とすること（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出し、②現物出资方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とする。）および、（iv）本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとするにつぎ、ご承認をいただいております。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各割当予定先の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本制度に基づき、本日開催の当社取締役会の決議に基づき当社の取締役6名（以下「割当対象取締役」といいます。）に対し、取締役としての職務執行の対価として、当社の普通株式合計8,419株を付与することを決議いたしました。

<本割当契約の概要>

当社と割当対象取締役は個別に本割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

割当対象取締役は、2025年8月8日（割当日）から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位（以下、「本地位」という。）を喪失する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限の解除条件

割当対象取締役が、譲渡制限期間中継続して本地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換

契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部について、これに係る譲渡制限を解除する。

以上